

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 墨田区

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	91.7%
全職員	79.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	101.1%
本庁課長補佐相当職	100.8%
本庁係長相当職	99.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	89.3%
31～35年	90.1%
26～30年	88.2%
21～25年	92.1%
16～20年	85.6%
11～15年	88.2%
6～10年	91.8%
1～5年	87.7%

【説明欄】

- ・「本庁部局長・次長相当職」区分については、女性職員がいないため。
- ・「任期の定めのない常勤職員」における差異の主な要因は、高職層職員(部長職、課長職、課長補佐職等)の男女の職員数に差があること、また、扶養手当及び住居手当に関し、男性職員への支給が多いことなどがあげられる。
- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の人数については、フルタイムの勤務時間数に対する各職員の週あたりの勤務時間数で算出している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。